

民間都市再生整備事業計画（新津山国際ホテル建設事業）を認定
～ 歴史深き津山、生まれ変わるシティホテル ～

国土交通省は、平成31年1月29日、都市再生特別措置法の規定に基づき、平成30年11月22日付けで新津山国際ホテル株式会社から申請のあった民間都市再生整備事業計画（新津山国際ホテル建設事業）について認定しました。

本事業では、市道の歩道を拡幅することで中心市街地の回遊性向上を図るとともに、市民からのニーズが高いバンケット*や会議室、地場産品を扱うマルシェ（市場）、歴史文化施設や観光施設を支援する宿泊施設を複合的に整備し、中心市街地に人の流れを生み、賑わいの創出を図ります。

なお、事業の概要は以下のとおりです（詳細は別紙参照）。

※宴会、祝宴、講演など多目的に利用できる室

- ・ 事業者
新津山国際ホテル株式会社
- ・ 事業の名称
新津山国際ホテル建設事業
- ・ 事業施行期間（予定）
平成29年9月1日
～ 平成31年1月31日
- ・ 事業区域
岡山県津山市山下30番地1



[参考] 計画の認定を受けた民間事業については、次の措置を活用できることとされています。

- ・ 民間都市開発推進機構による金融支援（同法第71条）

<問い合わせ先>

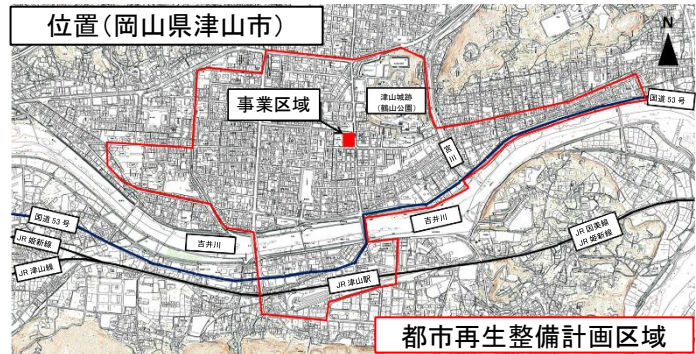
国土交通省 都市局 まちづくり推進課 担当：忍海邊、松下、横部
電話：03-5253-8111(代表) (内線 32-542, 30-615, 32-544)
03-5253-8127(直通)
FAX：03-5253-1589

民間都市再生整備事業計画の内容の公表

1. 認定年月日 平成 31 年 1 月 29 日
2. 申請事業者の名称 新津山国際ホテル株式会社
3. 都市再生整備事業の名称 新津山国際ホテル建設事業

4. 都市再生整備事業の目的

本事業では、市道の歩道を拡幅することで中心市街地の回遊性向上を図るとともに、市民からのニーズが高いバンケットや会議室、地場産品を扱うマルシェ、歴史文化施設や観光施設を支援する宿泊施設を複合的に整備し、中心市街地に人の流れを生み、賑わいの創出を図る。



5. 事業施行期間 平成 29 年 9 月 1 日
～ 平成 31 年 1 月 31 日

6. 整備事業区域

- (1) 位置 岡山県津山市山下 30 番地 1
- (2) 面積 3,569.00 m²

7. 建築物及びその敷地並びに公共施設の整備に関する事業の概要

(1) 建築物の建築面積等

建築物番号	階数	建築面積	延べ面積 (容積対象面積)	敷地面積	延べ面積の 敷地面積に 対する割合	建築面積の 敷地面積に 対する割合
1	地上9階 地下1階	1,971.90m ²	8,403.90m ²	3,569.00m ²	235.46%	55.25%
合計		1,971.90m ²	8,403.90m ²	3,569.00m ²	235.46%	55.25%

(2) 建築物の構造方法、設備及び用途

[建築物番号 1]

- ・ 構造 鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造
- ・ 設備 空調、換気、給水、消化、電気、昇降機等
- ・ 用途 ホテル

(3) 公共施設の種類・規模等

- ・ 道路（歩道） 32.20 m²

8. 事業スケジュール（予定）

平成 29 年 9 月 1 日 工事開始

平成 31 年 1 月 31 日 竣工

平成 29 年度				平成 30 年度			
4	7	10	1	4	7	10	1
基本設計、実施設計等							
	着工						竣工

■ イメージ



■ 概要図

